

新潟市保育会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 新潟市保育会（以下「保育会」という。）は、会員の資質の向上と相互の親睦を図り、児童福祉事業に貢献することを目的とする。

(組織)

第2条 保育会は、新潟市に設置されている児童福祉施設の園長及び職員をもって組織する。

(事務所)

第3条 保育会の事務局は、新潟市役所に置く。

(事業)

第4条 保育会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 児童福祉事業の推進のための研究及び調査
- ② 事業の遂行に必要な広報活動
- ③ その他目的達成に必要な事業

(会の運営)

第5条 保育会は、会員の会費、寄付金及び補助金で運営する。

第2章 会員

(資格の取得)

第6条 保育会会員の資格は、児童福祉施設の園長又は職員となった日から取得する。

(資格の喪失)

第7条 保育会会員が、次の各号に該当したときはその翌日から会員の資格を失う。

- ① 死亡したとき
- ② 脱会したとき
- ③ 退職したとき

(会員の義務)

第8条 会員は、次の義務を負う。

- (1) 保育会の規約、規程及び機関の決定に服すること。
- (2) 保育会の事業を推進するために必要な協力をすること。
- (3) 会費を納入すること。

第3章 役員

(役員)

第9条 保育会に次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 2名
- 理事 20名(うち1名は常任理事とする。)
- 監事 2名
- 幹事 若干名
- 顧問 若干名

2 会員が役員を選出する方法について必要な事項は、別に定める。ただし、顧問については、会長が委嘱する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、重任は妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、補充し、補充役員任期は、前任者の残任期間とする。ただし、前任者は、後任者が就任するまで、その任にあるものとする。

(職務)

第11条 会長は、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、規約により理事会を構成し、その権限に属する会務を執行する。
- 4 常任理事は、会長の命を受け、会務を処理する。
- 5 監事は、会計の監査を行う。
- 6 幹事は、会務について常任理事を補佐する。

第4章 機関

(理事会の構成)

第12条 理事会は、会長、副会長、常任理事、理事及び幹事で構成する。

(理事会の権限)

第13条 理事会は、執行機関とし、規約、規程に基づき、次の各号に掲げる保育会の会務を執行する。

- ① 事業の方策に関する事項
- ② 理事会に委任された事項
- ③ 理事会の権限に属する事項
- ④ その他保育会の業務運営に必要な事項

(理事会の運営)

第14条 理事会は、必要に応じ会長が招集することができる。

- 2 理事会の議長は会議を進行する。
- 3 議長は、会議のたびに、理事会総意をもって選出する。

第5章 総会

(総会)

第15条 総会は、年1回会長が招集する。また、会長は、必要に応じて臨時総会を招集することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事会が必要とみとめたとき、又は会員の3分の1以上の要求があったときは、会長は直ちに総会を招集しなければならない。

(総会の権限)

第16条 総会は、議決機関とし、保育会の意思を決定する。

2 次の各号に掲げる事項は、総会の議を経なければならない。

- ① 規約及び規程の改廃に関する事項
- ② 事業計画及び予算に関する事項
- ③ 事業報告及び決算に関する事項
- ④ その他この会に関する重要な事項

(総会の運営)

第17条 総会は、会員の過半数で成立する。

2 総会は、会議の始めに議長を互選し、議長は、会議を開閉し、議事を整理する。

3 総会の議事は、会員の過半数で定め、可否同数の時は、議長が決する。

4 総会の定数不足により成立しないときは、更に時期を定め、招集しなければならない。

(議事録)

第18条 議長は、総会の議事を議事録として記録する。

第6章 部の設置

第19条 保育会に次の部を設置する。

- ① 総務情報部
- ② 調査研究部

第7章 会計

(収支)

第20条 保育会の収支は、全て予算に計上しなければならない。

(会計年度)

第21条 保育会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費)

第22条 保育会の会費は、会員年額1,800円とする。ただし、必要に応じて総会の議決により臨時費用を徴収することができる。

(会計の種類)

第23条 保育会の会計は、次の種類とする。

① 一般会計

② 特別会計

(常任理事専決)

第24条 常任理事は、出納について金5,000円まで専決することができる。

(監査)

第25条 監事は、出納が適正になされているかどうか、毎会計年度終了後、監査しなければならない。

2 監事は、必要あると認めるときは、いつでも監査することができる。

3 監事は、監査した場合は、その結果を理事会及び総会に報告しなければならない。

第8章 雑則

(報告及び公表)

第26条 会長は、毎年、毎年度の事業報告及び収支決算書を会員に公表しなければならない。

附 則

この規約は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年4月1日から施行する

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する